

# 成年後見制度の利用を支える 新たな担い手「市民後見人」 の役割と期待

平成28年1月24日(日)／桑名  
弁護士 熊田 均

# 【確認】成年後見制度とは？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要があっても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

(法務省パンフレットより)

# 成年後見制度の背景

～弁護士が法律相談の中で感じるもの～

- ①高年齢者・障がい者を支える親族の高齢化
- ②高年齢者・障がい者に対する消費者被害の増大
  - ～独居・高年齢者世帯の増加等
- ③福祉サービスが契約化されたことによる「判断能力の要求」と、それが困難な現実

# 成年後見制度の体系

## 成年後見制度

法定後見・・・判断能力が衰えてからの  
対処方法

- a **後見**類型（重度の認知症・知的障がい）
- b **保佐**類型（中度の認知症・知的障がい）
- c **補助**類型（軽度の認知症・知的障がい）

任意後見・・・判断能力が衰える前からの  
対処方法

# 後見制度を利用する場面

本人（女性）は重度の知的障がい者、施設入所中。金銭の価値等の理解が全くできない状況です。父親が亡くなって、父親名義の預金や土地の名義を本人に変えたいのですが、本人は理解できません。

→後見人を選任し、後見人が本人に代わって、銀行の名義変更や司法書士に登記手続を依頼する。

# 保佐制度を利用する場面

本人（男性）は中度の知的障がい者で、挨拶ぐらいはできるのですが、物事の理解はできません。

この度、在宅生活が困難になり施設入所が決まりました。今後の費用の捻出のため、親が残してくれた自宅を売却する必要がありますが、本人は理解できません。

→保佐人を選任し、保佐人が代理人となって本人に代わり自宅を売却する。

# 補助制度を利用する場面

本人は、軽い知的障がい者。在宅で通所生活。スーパーやコンビニで日常生活品を買うことはできます。ただ、先日、訪問販売で30万円もする健康食品1年分を購入してしまいました。頼まれると断れず、今後またこのようなことがあったら困ります。

→補助人を選任してもらい、特定の取引、例えば金20万円以上については、補助人に取消をしてもらう権限を付与する。

# 3つの種類の違い

手元の添付資料で説明します。

# 利用方法

## 1 申立

(被後見人が居住する場所を管轄する家庭裁判所)

## 2 受理・調査・・・調査官や書記官による調査

(鑑定により類型の決定)

## 3 裁判所による宣告

## 4 登記

そして活動開始！

# 成年後見人の業務内容

## (1) 財産管理

- ① 就任直後 …「財産目録」「後見計画書」の作成
- ② 日々の業務 … 財産の保全と管理、金銭出納など  
(預貯金の管理、不動産の処分、遺産分割、賃貸借契約など)

## (2) 身上監護方法の決定

- 純粹な事実行為は行わない  
(例: 車いすを押す、オムツを交換するなど)
- ① 入所契約・入院契約・アパート契約  
(手術の同意権はない)
- ② 施設等の入退所、処遇の監視・異議申立等に関する事項

# 成年後見人の義務

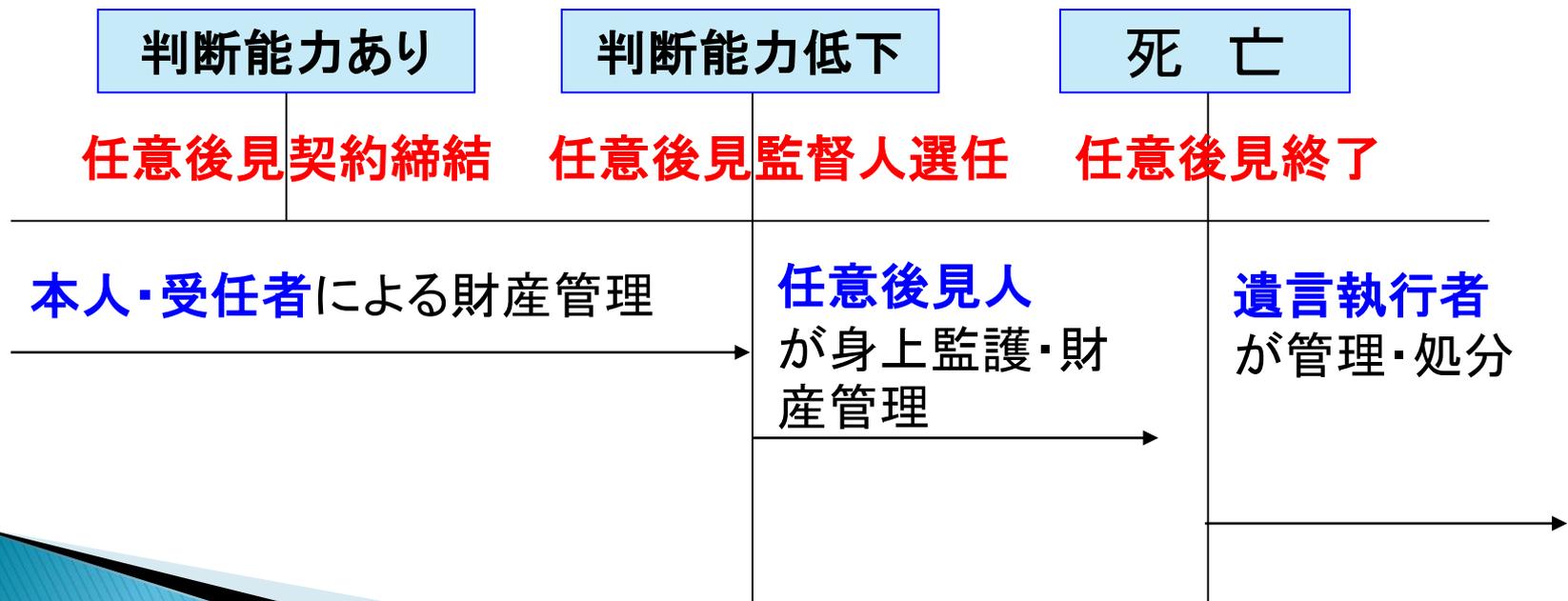
「本人の意思の尊重義務」と  
「本人の身上への配慮義務」

民法858条

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、**成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければなら**ない。

# 任意後見 (認知症になる前の対処方法)

- ① 任意後見契約(本人と任意後見人との委任契約)の締結  
・家庭裁判所による任意後見監督人の選任を停止条件とする公正証書による契約。  
→適法かつ有効な契約の締結及びその確実な立証を確保するため。
- ② 任意後見監督人の選任
- ③ 任意後見監督人の監督事務など



# 成年後見制度の利用状況 (平成26年1月～12月のデータ)

- ① **件数** (総数－34, 373件) (任意後見－738件)  
～後見27,515件・保佐4,806件・補助1,314件
- ② **審理期間**－申立から決定まで2ヶ月以内約80%
- ③ **申立人**－親族が70%、市町村長申立が全国で  
5, 592件
- ④ **利用者の性別・年齢**－男性4割, 女性6割  
男性－80歳以上35%, 70代24%  
女性－80歳以上63%, 70代20%  
→ **毎年、高齢化が進む**

# 成年後見制度の利用状況 (平成26年1月～12月のデータ)

- ⑤ **申立の動機** —
- ・財産管理処分 28,358件
  - ・不動産処分 6,387件
  - ・介護保険契約 12,237件
  - ・身上監護のため 7,499件
  - ・訴訟手続 1,759件
- ⑥ **鑑定** —
- ・鑑定省略9割弱
  - ・鑑定期間1ヶ月以内が6割弱
  - ・鑑定費用5万円以下63%、5～10万円35%
- ⑦ **後見人等** —
- ・親族35%、第三者65%(内訳:弁護士3割、司法書士4割, 社会福祉士1.5割)

# 成年後見制度の普及の必要性

1 対象者は、現状でも、将来的にみても、必要な人は**多数に及ぶことは確か**

特に平成24年時点認知症462万人、同予備軍400万人)

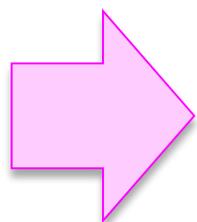
・・・公表数字が「前の予測」を毎回上回る・・・

「潜在的に認知症の数が多いと解される」(厚労省)

2 地元で暮らす住民の多数にとって、「**否応なし**」に**考えざるを得ない制度**であることは確か  
～現状の法制度がそのままではいかはともかくとして

# 成年後見制度の普及の必要性

- 3 このように「地域」の住民に必要な制度であるとするれば、「行政」「地域」「市民」が**一体**となって**制度の普及**を考える必要がある。



行政が「財政面で支える」

市民が「担い手となって支える」

# 課題を通してみる現状

- 障害者権利条約12条に基づく見直し
- 成年後見人等の権限の見直し
- 「意思決定支援」の仕組みと成年後見制度
- 親族後見人の支援のあり方
- 家裁の成年後見監督のあり方
- 行政による後見人の相談・支援機関の設置
- 成年後見人等の担い手の確保
- 市町村長申立制度の抜本的強化
- 後見報酬助成制度の必須事業化と対象拡大
- 後見類型が異常に高率であること

# 地域で考えること

第1 受け皿に向けて

第2 中核組織・支援機関の設置

# 第1 受け皿論～だれが担うか

親族

専門職

法人

市民

# — 親族後見の限界 —

## ● 後見人のなり手の問題

～ 家族後見から第三者後見へ

- ① 少子化・・・子どもがいない
- ② 核家族化・・・子どもが近くにいない
- ③ 高齢化・・・高齢独居世帯、高齢夫婦世帯の増加

→ 家族・親族では支えきれない現状

⇒ 家族・親族が後見人になった場合の「不祥事」事案の増加？ 適格性のある第三者の方が安全？ との裁判所の考え方がある？

# — 専門職後見の限界① —

- (1) 専門職後見人は、増加している。成年後見の受け皿として、今後とも役割は大きい。
- (2) 限界がある。
  - ① 専門職の偏在
  - ② 専門職はビジネス的な面が避けられないこと
    - ・・・多数の受任は困難な上、報酬付与との関係で限界がある。ボランティア精神？の限界
  - ③ 困難事案(色々な要素が錯綜している?)・長期事案への対応

# — 専門職後見の限界② —

(1) 専門職への後見報酬の付与

→ 年金収入だけの方や特に長期間に亘る場合には、この負担が大きい

(2) 意思疎通が困難な方や長期間に亘る場合の困難性

→ 専門職といっても専門外の分野は素人？

# 法人後見と市民後見

## ～いま地域で検討されている受け皿～

- (1) **法人後見**・・・社会福祉協議会やNPO法人等の中で適格性のある法人が後見人に就任する。法人が後見人になることについては、現行法上問題がない(民法843条4項はこれを前提としている)。
- (2) **市民後見**・・・市民の方が後見制度等の研修を受け、知識・倫理観を取得した上で、全くの第三者の後見人に就任する。後見人になるための法的な基礎資格はない(民法843条4項は、「後見人の職業、経歴、利害関係、被後見人の意見等を考慮の上」選任すると規定する)。

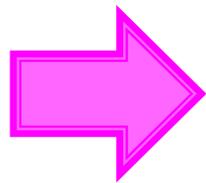
# 法人後見・市民後見の区分

- 1 成年後見制度を必要とする方々にとって～  
必要とする本人のためになるのであれば、どちらでもいいとも言える？
- 2 「枠組み作り」は、地域（地域型の場合）の設計や当事者団体（当事者型）であるので、どのような選択をするかはそれぞれの設計次第？
- 3 ビジネス的には成立しにくい分野であるので、いずれにしても経済的支援が不可欠か？

# 新オレンジプランに照らしてみると

～認知症高齢者を地域で支える計画として～

法人後見・市民後見で「**フォーマル**」な部分  
を支え、認知症サポーターや認知症カフェ  
等「**インフォーマル**」な部分と連携していく



判断能力のない人を社会全体で支える  
「後見の社会化」の必要性

# (参考) 法人後見

～法人が成年後見人に就任することについて～

## (1) 法的根拠

平成12年4月の施行により、実現

## (2) 立法時に説明されていた内容

- ①福祉関係の事業を行う法人が、**その人的・物的な体制を組織的に活用して**本人の財産管理、身上監護の事務を遂行することができる。
- ②本人に身寄りがない場合や、適当な成年後見人等の候補者を**見出すことができない場合に**、法人後見を認める必要性もある。

# どんな事案にあっているか？

## 法人後見のメリットとは？

- (1) 継続性の担保(担当者の交代)
- (2) 集団的な支援体制を構築できる(多様な専門性)本来の法人後見相当事案とは？
  - ① 長期の後見活動が予想される事案
  - ② 本人の資産が少なく、専門職後見人の選任が困難な事案
  - ③ 身上面、家族対立等支援困難な事案(攻撃・暴力が懸念される事案)
  - ④ 頻繁で連続性がある事案

# この目的が達せられる法人とは？

「法人の事業の種類および内容」については

(裁判所の見解)

- ①法人の種類、目的および事業内容が成年後見人等としてふさわしいか
  - ・・・利益優先団体ではない
- ②適切な後見事務を処理する体制が整っているか
  - ・・・質の確保ができているか？専門家の関与、迅速な判断が可能か

# この目的が達せられる法人とは？

(裁判所の見解)

③後見事務担当者に対する監査の体制が整っているか

・・・チェック体制・複数の目

④財政基盤が安定しているか

→この要件を満たすことは、相当ハードルが高い

# 法人後見の現在の類型

## 1 社会福祉協議会型

- 行政との密接性
- 財政基盤の安定性
- 地域からの信頼

## 2 NPO型

- 多様な活動

## 3 当事者団体関与型

- 質の確保
- スタッフの確保・・・△中立性・公平性

# 法人後見団体

## (当初の理念)

長期、資産的理由、支援困難各事例

## (現 実)

長期？資産的資源がない、支援困難

- ◆ 地域に社会的資源がない
- ◆ 権利擁護のセンターとして
- ◆ また、行政の公的責任の表現場面とも言える(行政型)

# 市民後見人

## (1)市民後見人とは？

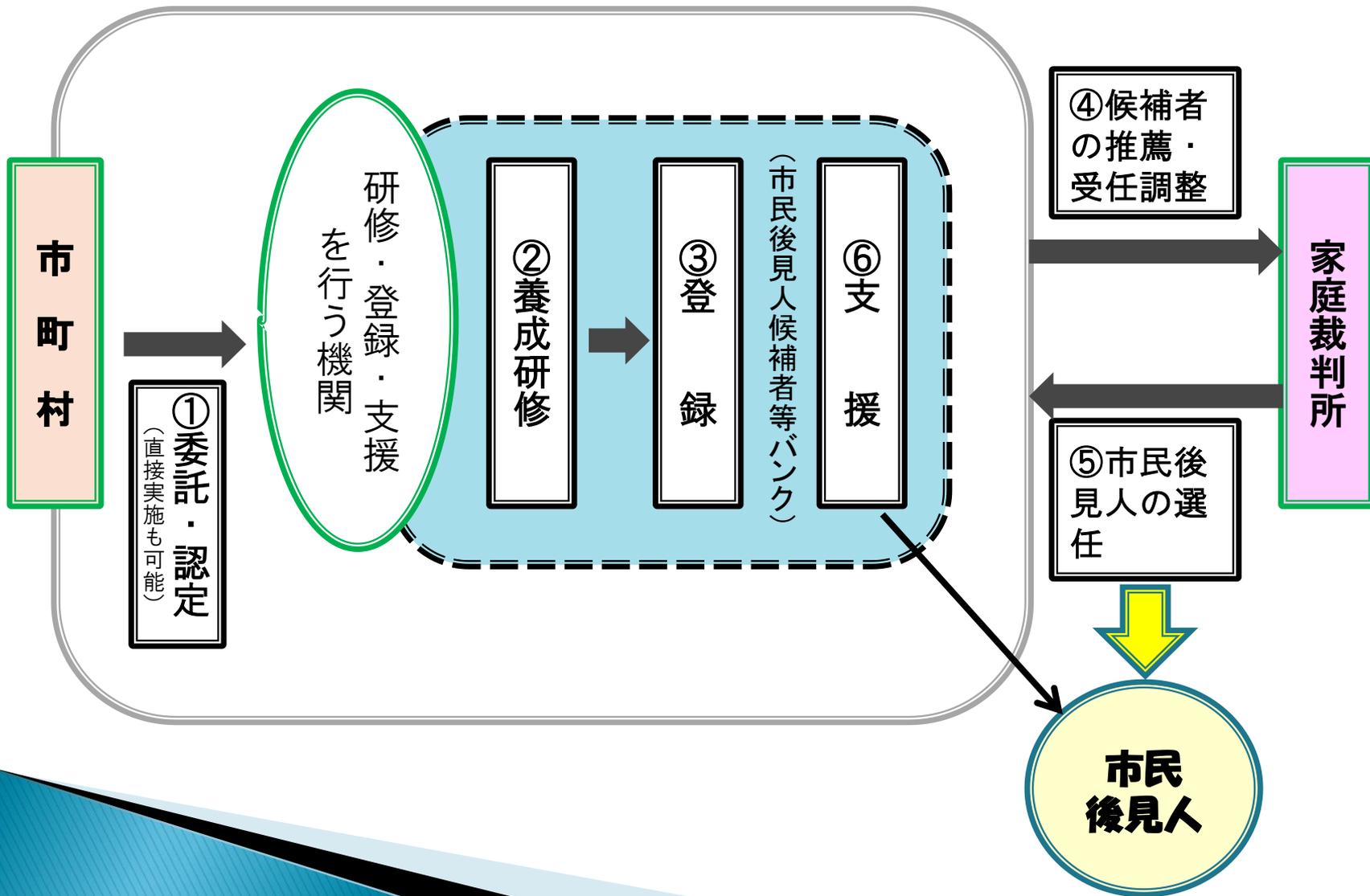
「家庭裁判所から成年後見人等として選任された一般市民のことであり、専門組織による養成と活動支援を受けながら、市民としての特性を生かした後見活動を、地域における第三者後見人の立場で展開する、権利擁護の担い手のことである」

## (2)市民後見人の位置づけ

⇒「後見爆発」をふまえての受け皿論(現実論)

⇒ 市民後見人を積極的に位置づける議論(理念論)

# 各論①—市民後見人論



# 各論②ー

## 市民後見人に求められること

(1) 後見人の供給困難を回避する代替機能と位置づけるだけではない

### (2) 市民後見人の姿

① 本人の意思の代弁・・・市民目線

② 本人のニーズの充足・・・フットワーク

③ 良好な社会関係の構築・・・友人感覚？

④ 適切なサービスの活用・・・近所・地域との連携

⑤ 有意義な財産活用等・・・市民として望む普通の暮らしの理解

# 市民後見に必要とされる装置

- (1) **市民後見人の養成機関**・・・一定の知識の習得はいる。法的な「他人性」の徹底
- (2) **市民後見人のマッチング機関**・・・本人と候補者調整が必要（難易度チェックも）
- (3) **市民後見人の支援・監督機関**・・・本人にどのような問題が生ずるか予測するには限界があり難易度の限定は困難  
よって、継続支援不可欠  
また、誤りをチェックする機会も必要

# 第2 地域の中核機関の設置

(1) 親族後見人は、今後とも一定数の割合を占めることは確実

★しかし、「これを支援する(相談する)機関がない」

→これが親族後見を減少させている原因にもなっている

(2) 申立をしたくても手続きが繁雑

→これが申立を躊躇させ、普及を遅らせている



これを地域の中核機関が担う

# 地域の中核機関の設置

(3) 市民後見人の養成・支援・監督が必要

→ 特に「継続的な支援・チェック」体制は不可欠（法的な後見監督人になるかどうかはともかくとして）

# 市民後見人として活動する際に・・・

- (1) 基本的適格性が必要・・・但し、専門的な知識や経験がなければ職務を行えないというものではない。むしろ、**後見人等としての倫理や心構えを備え、本人の心身の状態や生活状況に応じた事務**を遂行できることが必要とされる。
- (2) 「日常的な見守り」「密接な地域との連携」が必要な事案に向いている・・・**身近な市民こそ適切な対応**が可能となる。

# 市民後見人としての活動方法

- 市民後見人活動をするパターンは2つある
- (1) 個人として市民後見人に選任され活動する方法
- (2) 後見支援組織が法人後見人に就任したうえで、市民後見人を法人後見の実務担当者として活動する方法

全国的にみても、両方の形態があり、この形態に単純な優劣があるものではない。両方とも『**組織的に支援していくというしくみを十分に整備すること**』は共通

# 法人後見活動に参加しての感想①

- 1 ノウハウが蓄積されていく  
…最初は手さぐりだが段々と活動は軌道にのる。
- 2 法人後見団体自身がすることと、外部の専門家に委ねる部分の棲み分けが不可欠
- 3 随時、専門家の知識が必要となる  
…法人後見団体は「福祉的な知識(制度面・手続き面)」は豊富であるので、それ以外の医学的・法律的なアドバイス体制を作ること

# 法人後見活動に参加しての感想②

- 4 急激に増加する受任は不可能であるので、計画的に受任をしていくこと
- 5 事前に制度設計について裁判所とすり合わせをすること(あるいは、法人後見人として選任される際に、裁判所が何を要求するのかについて事前にリサーチをすること)
- 6 法人といっても人の集まり。しっかりとした人が一定数いないとレベルアップしない。一定期間継続していく中で人の養成(初期メンバーからの引継ぎが難しい?)

# 法人後見活動に参加しての感想③

- 7 後見の啓発・広報をきちっとすること  
・・・不祥事案もあり、その点をふまえての広報を
- 8 防止しうる賠償責任発生事案対策の充実と避けられない事案の保険対応の検討
- 9 コンプライアンス意識の形成  
・・・個人情報保護等

# まとめ～私見～

- (1)「まあまあ」では済まない場面が増えていること  
～判断能力がない人の各行為は、困難になってきています

**コンプライアンス社会**

- (2)絶対数を考えること  
～地域で暮らすかなりの人が否応なく必要になります

**例外ではなく原則後見爆発社会**

- (3)自分のこととして捉えること  
～今支えている人が、支えられる側になります

**立場の交代可能性のある社会**